

長野県収入証紙規則

昭和 39 年 3 月 30 日  
規則第 62 号

改正	昭和 39 年 4 月 30 日規則第 69 号	昭和 39 年 12 月 28 日規則第 100 号
	昭和 40 年 3 月 29 日規則第 11 号	昭和 40 年 3 月 31 日規則第 17 号
	昭和 40 年 3 月 31 日規則第 22 号	昭和 40 年 7 月 29 日規則第 42 号
	昭和 41 年 3 月 28 日規則第 9 号	昭和 41 年 6 月 20 日規則第 40 号
	昭和 41 年 9 月 29 日規則第 55 号	昭和 42 年 1 月 30 日規則第 2 号
	昭和 42 年 6 月 5 日規則第 26 号	昭和 42 年 7 月 10 日規則第 37 号
	昭和 42 年 7 月 10 日規則第 38 号	昭和 42 年 8 月 7 日規則第 44 号
	昭和 42 年 11 月 1 日規則第 56 号	昭和 43 年 5 月 2 日規則第 28 号
	昭和 43 年 7 月 25 日規則第 38 号	昭和 43 年 10 月 7 日規則第 52 号
	昭和 44 年 3 月 31 日規則第 15 号	昭和 44 年 9 月 11 日規則第 44 号
	昭和 44 年 11 月 13 日規則第 62 号	昭和 45 年 1 月 29 日規則第 4 号
	昭和 45 年 3 月 28 日規則第 19 号	昭和 45 年 10 月 5 日規則第 59 号
	昭和 45 年 11 月 24 日規則第 68 号	昭和 46 年 1 月 7 日規則第 1 号
	昭和 46 年 1 月 28 日規則第 7 号	昭和 46 年 4 月 19 日規則第 35 号
	昭和 46 年 10 月 14 日規則第 69 号	昭和 47 年 1 月 10 日規則第 1 号
	昭和 47 年 3 月 30 日規則第 15 号	昭和 47 年 7 月 27 日規則第 37 号
	昭和 47 年 10 月 9 日規則第 47 号	昭和 48 年 3 月 30 日規則第 7 号
	昭和 48 年 5 月 21 日規則第 23 号	昭和 49 年 3 月 27 日規則第 15 号
	昭和 49 年 4 月 1 日規則第 22 号	昭和 50 年 4 月 21 日規則第 17 号
	昭和 50 年 8 月 11 日規則第 34 号	昭和 51 年 3 月 29 日規則第 24 号
	昭和 51 年 7 月 29 日規則第 33 号	昭和 52 年 3 月 9 日規則第 4 号
	昭和 52 年 3 月 28 日規則第 19 号	昭和 53 年 3 月 30 日規則第 13 号
	昭和 53 年 3 月 31 日規則第 14 号	昭和 53 年 9 月 28 日規則第 29 号
	昭和 53 年 10 月 26 日規則第 35 号	昭和 55 年 3 月 31 日規則第 15 号
	昭和 56 年 4 月 23 日規則第 21 号	昭和 56 年 5 月 18 日規則第 25 号
	昭和 57 年 3 月 29 日規則第 11 号	昭和 57 年 10 月 1 日規則第 38 号
	昭和 58 年 3 月 17 日規則第 13 号	昭和 58 年 10 月 24 日規則第 39 号
	昭和 58 年 12 月 26 日規則第 43 号	昭和 59 年 6 月 28 日規則第 26 号
	昭和 59 年 9 月 27 日規則第 46 号	昭和 60 年 2 月 12 日規則第 1 号
	昭和 60 年 3 月 28 日規則第 9 号	昭和 60 年 9 月 30 日規則第 33 号

昭和 61 年 3 月 24 日規則第 5 号	昭和 62 年 2 月 12 日規則第 3 号
昭和 62 年 3 月 23 日規則第 9 号	昭和 62 年 9 月 28 日規則第 27 号
昭和 62 年 10 月 29 日規則第 33 号	昭和 63 年 9 月 19 日規則第 39 号
平成元年 3 月 27 日規則第 14 号	平成元年 3 月 30 日規則第 18 号
平成元年 5 月 29 日規則第 27 号	平成 2 年 3 月 26 日規則第 4 号
平成 2 年 8 月 23 日規則第 25 号	平成 2 年 12 月 20 日規則第 40 号
平成 3 年 6 月 6 日規則第 13 号	平成 4 年 3 月 31 日規則第 30 号
平成 4 年 12 月 21 日規則第 50 号	平成 5 年 3 月 31 日規則第 17 号
平成 5 年 10 月 18 日規則第 30 号	平成 5 年 10 月 29 日規則第 33 号
平成 6 年 3 月 28 日規則第 9 号	平成 6 年 10 月 17 日規則第 42 号
平成 6 年 12 月 15 日規則第 49 号	平成 6 年 12 月 22 日規則第 51 号
平成 7 年 3 月 27 日規則第 11 号	平成 7 年 3 月 30 日規則第 19 号
平成 7 年 10 月 12 日規則第 36 号	平成 7 年 10 月 31 日規則第 39 号
平成 8 年 3 月 25 日規則第 10 号	平成 9 年 3 月 31 日規則第 25 号
平成 10 年 7 月 6 日規則第 29 号	平成 11 年 3 月 31 日規則第 37 号
平成 11 年 8 月 19 日規則第 45 号	平成 12 年 3 月 30 日規則第 32 号
平成 13 年 3 月 29 日規則第 23 号	平成 14 年 3 月 28 日規則第 25 号
平成 15 年 3 月 31 日規則第 34 号	平成 15 年 11 月 27 日規則第 60 号
平成 16 年 3 月 29 日規則第 16 号	平成 16 年 3 月 31 日規則第 21 号
平成 17 年 3 月 28 日規則第 31 号	平成 18 年 3 月 30 日規則第 29 号
平成 18 年 3 月 31 日規則第 32 号	平成 18 年 10 月 31 日規則第 54 号
平成 19 年 3 月 30 日規則第 11 号	平成 20 年 12 月 26 日規則第 52 号
平成 21 年 3 月 30 日規則第 20 号	平成 22 年 11 月 1 日規則第 36 号
平成 23 年 10 月 24 日規則第 28 号	平成 24 年 3 月 26 日規則第 13 号
平成 24 年 3 月 29 日規則第 18 号	平成 25 年 1 月 17 日規則第 2 号
平成 26 年 3 月 31 日規則第 13 号	平成 27 年 3 月 26 日規則第 12 号
平成 27 年 9 月 28 日規則第 48 号	平成 28 年 3 月 24 日規則第 14 号
平成 29 年 3 月 2 日規則第 3 号	平成 29 年 8 月 24 日規則第 35 号
平成 30 年 3 月 29 日規則第 14 号	平成 31 年 4 月 8 日規則第 39 号
令和元年 12 月 26 日規則第 36 号	令和 3 年 3 月 25 日規則第 24 号
令和 4 年 7 月 11 日規則第 47 号	令和 5 年 1 月 5 日規則第 1 号
令和 5 年 3 月 30 日規則第 16 号	令和 6 年 2 月 5 日規則第 1 号
令和 6 年 4 月 1 日規則第 41 号	

長野県収入証紙規則をここに公布する。

長野県収入証紙規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(証紙により徴収する使用料及び手数料の種類等)

**第2条** 条例第2条本文に規定する知事が定める使用料及び手数料の種類は、別表のとおりとする。

2 条例第2条ただし書に規定する知事が定める使用料等は、次に掲げる手数料とする。

(1) 別表の2の(1)に掲げる手数料（長野県証明事務手数料徴収条例（昭和32年長野県条例第24号）別表の2に掲げる手数料、同表の4に掲げる手数料（県立の工科短期大学の卒業生又は修了生についての証明事務に係る手数料に限る。）及び同表の6の(8)に掲げる手数料に限る。）

(2) 別表の2の(2)に掲げる手数料（長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）別表第1の4の(1)に規定する手数料（旅券法（昭和26年法律第267号）第11条（第1号又は第2号に該当する場合に限る。）の規定に基づく同法第3条の規定による発給の申請に係るものに限る。）並びに同表の7の(1)、(2)及び(5)に規定する手数料並びに同表の62の(1)、(2)、(6)及び(7)に規定する手数料に限る。）

(3) 別表の2の(3)に掲げる手数料

(4) 別表の2の(14)に掲げる手数料

3 条例第2条ただし書に規定する知事が適当と認める場合は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

(1) 前項第1号に掲げる手数料（長野県証明事務手数料徴収条例別表の2に掲げる手数料に限る。）及び同項第3号に掲げる手数料 当該手数料の納入義務者から現金を直接収納する場合

(2) 前項第2号に掲げる手数料（長野県手数料徴収条例別表第1の62の(1)、(2)、(6)及び(7)に規定する手数料に限る。） 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第3条第8号に規定する申請等により得られた納付情報により納付する方法による場合

(3) 前項第1号に掲げる手数料（長野県証明事務手数料徴収条例別表の2に掲げる手数料を除く。）、同項第2号に掲げる手数料（長野県手数料徴収条例別表第1の62の(1)、(2)、(6)及び(7)に規定する手数料を除く。）及び同項第4号に掲げる手数料 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の第2号の規定による通知により納付する方法による場合

一部改正〔平成16年規則16号・令和5年1号・6年1号〕

(証紙の形式)

**第3条** 条例第3条の規定による長野県収入証紙（以下「証紙」という。）の形式は、様式第1号のとおりとする。

一部改正〔昭和41年規則9号・平成2年40号〕

(証紙の消印)

**第4条** 条例第5条の規定による消印は、条例第4条に規定する書類を受理する権限のある職員又はその指定する職員が使用料及び手数料（長野県警察関係許可等手数料徴収条例（昭和29年長野県条例第36号）第9条第1項第12号から第32号まで及び第10条第1項に規定する手数料（以下この条において「運転免許等の手数料」という。）に係るものを除く。）に係る証紙にあつては認印で、県税に係る証紙及び運転免許等の手数料に係る証紙にあつては別に定める専用の公印とするものとする。

一部改正〔昭和41年規則9号・55号・平成12年32号・14年25号・18年54号・24年13号・令和元年36号・5年16号・6年41号〕

(記録及び収入状況報告)

**第5条** 証紙を消印した職員は、その都度、これを記録しておかなければならない。

2 現地機関及び教育機関並びに警察署（以下「現地機関等」という。）の長は、証紙をもつて徴収する使用料及び手数料並びに狩猟税の収入状況を、前項の規定による記録に基づいて、使用料及び手数料にあつては毎年度を4期に区分し、毎期分を毎期末の月の翌月7日、狩猟税にあつては毎月分をその月の翌月7日までに現地機関等の事務を主管する本庁の課（財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第2条第3号に規定する課をいう。以下同じ。）の長に、証紙による収入状況報告書（様式第2号）により報告しなければならない。

3 課の長は、前項に規定する収入状況の報告を取りまとめて、毎期末又は毎月末の翌月10日までに、及びその所管に属する証紙による収入状況を取りまとめて、毎期末の翌月10日までに、会計課長に報告しなければならない。

一部改正〔昭和41年規則9号・42年2号・43年38号・52号・55年15号・57年38号・平成2年40号・11年37号・14年25号・15年34号・16年21号・18年32号・54号〕

(証紙の交換)

**第5条の2** 条例第14条第1項の規定による場合を除き、証紙を他の証紙と交換しようとする者は、会計センター所長又は会計センター分室長に申し出なければならない。

追加〔平成12年規則32号〕、一部改正〔平成18年規則32号〕

(証紙の返還等)

**第5条の3** 条例第14条第2項の規定による場合を除き、証紙を県に返還して現金の還付を受けようとする者は、証紙代金還付申請書（様式第2号の2）により会計センター所長又は会計センター分室長に申請しなければならない。

2 前項の場合における還付額は、当該証紙の価額とする。

追加〔平成12年規則32号〕、一部改正〔平成18年規則32号〕

(売りさばき人の指定申請)

**第6条** 条例第9条第2項の規定による申請は、長野県収入証紙売りさばき人指定申請書(様式第3号)によりしなければならない。

(売りさばき所の標札)

**第7条** 条例第10条に規定する標札は、様式第4号のとおりとする。

(売りさばき人の証紙の買受け)

**第8条** 条例第11条の規定により売りさばき人が証紙を買受けようとするときは、収入証紙売渡請求書(様式第5号)に代金を添えて、長野県の指定金融機関(以下「指定金融機関」という。)に提出しなければならない。

(売りさばき手数料)

**第9条** 売りさばき人には、証紙売りさばき手数料を、証紙を売り渡すときに、交付する。

2 前項に規定する売りさばき手数料の額は、証紙の価額に100分の3.3を乗じて得た金額に相当する額とする。

全部改正〔昭和43年規則38号〕、一部改正〔平成2年規則40号・14年25号・26年13号・31年39号〕

(売りさばき人の印鑑の届出)

**第10条** 売りさばき人は、あらかじめ、証紙を買受けようとする指定金融機関に、買受けの際使用する印鑑を届け出ておかななければならない。

(売りさばき人の買受けた証紙の交換)

**第11条** 条例第14条第1項の規定による申請は、証紙交換申請書(様式第6号)に、交換を受けようとする証紙を添えてしなければならない。

2 会計センター所長及び会計センター分室長は、前項に規定する申請書を受理した場合において、他の証紙と交換すべき理由があると認めるときは、交換を受けようとする証紙と同額の証紙を、指定金融機関をして交付させるものとする。

一部改正〔昭和43年規則38号・平成12年32号・18年32号〕

(売りさばき人の買受けた証紙の返還等)

**第12条** 条例第14条第2項の規定により証紙を県に返還して現金の還付を受けようとする者は、残存証紙買戻し申請書(様式第7号)により申請しなければならない。

2 会計センター所長及び会計センター分室長は、前項に規定する申請書を受理したときは、当該証紙の価額から、第9条第2項に規定する手数料の額に相当する額を控除した額を、指定金融機関をして支払わせるものとする。

一部改正〔昭和41年規則9号・43年38号・平成12年32号・18年32号〕

(売りさばき人の氏名等の変更届出)

**第13条** 条例第15条第1項の規定による届出は、氏名(名称・住所・売りさばき場所)変更届書(様式第8号)によりしなければならない。

一部改正〔昭和41年規則9号・平成6年9号〕

(振替え)

**第 14 条** 会計管理者は、指定金融機関から証紙の売りさばき状況の報告を受けたときは、売りさばき手数料として繰替払をした金額を、歳出から証紙収入へ振り替えなければならない。

一部改正〔平成 6 年規則 9 号・19 年 11 号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

(長野県収入証紙に関する規則の廃止)

2 長野県収入証紙に関する規則(昭和 27 年長野県規則第 7 号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過処置)

3 この規則施行の際、現に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

4 この規則施行の際、現に旧規則の規定に基づいて調製された用紙は、当分の間、使用することができる。

(長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例附則第 2 項に規定する手数料の取扱い)

5 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例(平成 18 年長野県条例第 17 号)附則第 2 項に規定する手数料は、条例第 2 条本文に規定する知事が定める手数料とする。

追加〔平成 18 年規則 29 号〕

附 則(昭和 39 年 4 月 30 日規則第 69 号)

この規則は、昭和 39 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 39 年 12 月 28 日規則第 100 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 40 年 3 月 29 日規則第 11 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 40 年 3 月 31 日規則第 17 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 40 年 3 月 31 日規則第 22 号)

この規則は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 40 年 7 月 29 日規則第 42 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、昭和 40 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 41 年 3 月 28 日規則第 9 号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

(経過処置)

2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の長野県収入証紙規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の長野県収入証紙規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

3 この規則施行の際、現に旧規則の規定に基づいて調整された用紙は、当分の間使用することができる。

(財務規則の一部改正)

4 財務規則（昭和 39 年長野県規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（昭和 41 年 6 月 20 日規則第 40 号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 41 年 9 月 29 日規則第 55 号）

この規則は、昭和 41 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 42 年 1 月 30 日規則第 2 号抄）

(施行期日)

1 この規則は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 42 年 6 月 5 日規則第 26 号抄）

(施行期日)

1 この規則は、昭和 42 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 42 年 7 月 10 日規則第 37 号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 42 年 7 月 10 日規則第 38 号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 42 年 8 月 7 日規則第 44 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 42 年 11 月 1 日規則第 56 号抄）

(施行期日)

1 この規則は、昭和 42 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 43 年 5 月 2 日規則第 28 号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 43 年 7 月 25 日規則第 38 号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和 43 年 8 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2 この規則による改正後の長野県収入証紙規則（以下「改正後の規則」という。）第 9 条第 2 項の規定の適用については、昭和 43 年度に限り、同項中「4 月 1 日以降」とあるのは「8 月 1 日以降」と読み替えるものとする。

3 昭和 43 年 8 月 1 日前に買受けた長野県収入証紙を県に返還して受ける現金の還付については、なお従前の例による。

4 昭和 43 年 8 月 1 日前に、この規則による改正前の長野県収入証紙規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

（財務規則の一部改正）

5 財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（昭和 43 年 10 月 7 日規則第 52 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 44 年 3 月 31 日規則第 15 号）

この規則は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。ただし、長野県信濃美術館条例に基づく使用料及び長野県豆腐製造衛生師登録条例に基づく手数料に係る改正規定は、昭和 44 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 44 年 9 月 11 日規則第 44 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 44 年 11 月 13 日規則第 62 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 45 年 1 月 29 日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 45 年 3 月 28 日規則第 19 号）

この規則は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 45 年 10 月 5 日規則第 59 号）

この規則は、昭和 45 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 45 年 11 月 24 日規則第 68 号）

この規則は、公布の日から施行する。



附 則（昭和 46 年 1 月 7 日規則第 1 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、昭和 46 年 2 月 1 日から施行する。ただし、（中略）附則第 3 項中生産事業者講習手数料に係る改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 46 年 1 月 28 日規則第 7 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 46 年 4 月 19 日規則第 35 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 46 年 10 月 14 日規則第 69 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 47 年 1 月 10 日規則第 1 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 47 年 3 月 30 日規則第 15 号）

この規則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 47 年 7 月 27 日規則第 37 号）

この規則は、昭和 47 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 47 年 10 月 9 日規則第 47 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 48 年 3 月 30 日規則第 7 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 48 年 5 月 21 日規則第 23 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 49 年 3 月 27 日規則第 15 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 49 年 4 月 1 日規則第 22 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 50 年 4 月 21 日規則第 17 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 50 年 8 月 11 日規則第 34 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 51 年 3 月 29 日規則第 24 号）

この規則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 51 年 7 月 29 日規則第 33 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 52 年 3 月 9 日規則第 4 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、昭和 52 年 3 月 10 日から施行する。

附 則（昭和 52 年 3 月 28 日規則第 19 号）

この規則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 3 月 30 日規則第 13 号）

この規則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 3 月 31 日規則第 14 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 9 月 28 日規則第 29 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、昭和 53 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 10 月 26 日規則第 35 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、昭和 53 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 55 年 3 月 31 日規則第 15 号）

この規則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 4 月 23 日規則第 21 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、昭和 56 年 5 月 10 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 5 月 18 日規則第 25 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 57 年 3 月 29 日規則第 11 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 10 月 1 日規則第 38 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（昭和 58 年 3 月 17 日規則第 13 号）

この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 58 年 10 月 24 日規則第 39 号抄）

(施行期日)

1 この規則は、昭和 58 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 58 年 12 月 26 日規則第 43 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 59 年 6 月 28 日規則第 26 号)

この規則は、昭和 59 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 59 年 9 月 27 日規則第 46 号)

この規則は、昭和 59 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表の第 1 の改正規定は、昭和 59 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 60 年 2 月 12 日規則第 1 号)

この規則は、昭和 60 年 2 月 13 日から施行する。

附 則 (昭和 60 年 3 月 28 日規則第 9 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 60 年 9 月 30 日規則第 33 号抄)

(施行期日)

この規則は、昭和 60 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 61 年 3 月 24 日規則第 5 号)

この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 62 年 2 月 12 日規則第 3 号)

この規則は、昭和 62 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 62 年 3 月 23 日規則第 9 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 62 年 9 月 28 日規則第 27 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、昭和 62 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 62 年 10 月 29 日規則第 33 号)

この規則は、昭和 62 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 63 年 9 月 19 日規則第 39 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年 3 月 27 日規則第 14 号)

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成元年 3 月 30 日規則第 18 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年5月29日規則第27号)

この規則は、平成元年6月1日から施行する。

附 則 (平成2年3月26日規則第4号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成2年5月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は公布の日から施行する。

附 則 (平成2年8月23日規則第25号)

この規則は、平成2年8月25日から施行する。

附 則 (平成2年12月20日規則第40号)

(施行期日)

1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

(経過処置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の長野県収入証紙規則の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の長野県収入証紙規則の規定に基づいて提出された申請書とみなす。

附 則 (平成3年6月6日規則第13号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。(後略)

附 則 (平成4年3月31日規則第30号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年12月21日規則第50号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月31日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年10月18日規則第30号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年10月29日規則第33号)

この規則は、平成5年11月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月28日規則第9号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年10月17日規則第42号抄)

(施行期日)

1 (前略) 附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年 12 月 15 日規則第 49 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、（中略）平成 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 12 月 22 日規則第 51 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成 7 年 3 月 27 日規則第 11 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 30 日規則第 19 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 10 月 12 日規則第 36 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 7 年 10 月 18 日から施行する。

（経過処置）

2 第 2 条の規定による改正前の長野県警察関係手数料徴収等に関する規則第 2 条第 1 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる者であって、この規則の施行の際現に当該各号に規定する許可証の交付、書換え又は再交付に係る申請を行っているものに係る手数料の徴収については、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年 10 月 31 日規則第 39 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成 7 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 25 日規則第 10 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 31 日規則第 25 号）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 7 月 6 日規則第 29 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 31 日規則第 37 号）

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 8 月 19 日規則第 45 号）

この規則は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 30 日規則第 32 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 29 日規則第 23 号）

この規則は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表の 2 の(10)の改正規定は平成 13 年 4 月 1 日から、同 2 の(8)の改正規定は平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 28 日規則第 25 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

（経過処置）

2 この規則の施行の日前に売りさばき人が買い受けた証紙の返還に係る還付については、平成 19 年 3 月 31 日までの間においては、この規則による改正後の長野県収入証紙規則第 12 条第 2 項中「第 9 条第 2 項」とあるのは、「長野県収入証紙規則の一部を改正する規則（平成 14 年長野県規則第 25 号）による改正前の長野県収入証紙規則第 9 条第 2 項」とする。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日規則第 34 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成 15 年 11 月 27 日規則第 60 号）

この規則は、平成 15 年 11 月 29 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 29 日規則第 16 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式第 5 号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 31 日規則第 21 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成 17 年 3 月 28 日規則第 31 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 30 日規則第 29 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日規則第 32 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 10 月 31 日規則第 54 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日規則第 11 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 26 日規則第 52 号）

この規則は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 30 日規則第 20 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 11 月 1 日規則第 36 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の長野県収入証紙規則様式第 1 号の規定による長野県収入証紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成 23 年 10 月 24 日規則第 28 号）

この規則は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 26 日規則第 13 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 29 日規則第 18 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 1 月 17 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日規則第 13 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 26 日規則第 12 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 9 月 28 日規則第 48 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成 28 年 3 月 24 日規則第 14 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 2 日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 8 月 24 日規則第 35 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日規則第 14 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 8 日規則第 39 号）

この規則は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 26 日規則第 36 号）

この規則は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 25 日規則第 24 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 7 月 11 日規則第 47 号）

この規則は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 1 月 5 日規則第 1 号）

この規則は、令和 5 年 1 月 10 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 30 日規則第 16 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 2 月 5 日規則第 1 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前にされた旅券法（昭和 26 年法律第 267 号）第 11 条（第 1 号又は第 2 号に該当する場合に限る。）の規定に基づく同法第 3 条の規定による発給の申請に係る長野県手数料徴収条例（平成 12 年長野県条例第 2 号）別表第 1 の 4 の（1）に規定する手数料の徴収については、この規則による改正後の長野県収入証紙規則第 2 条第 2 項第 2 号及び同条第 3 項第 3 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日規則第 41 号）

この規則は、公布の日から施行する。

（別表）（第 2 条関係）

1 使用料

長野県高等学校授業料等徴収条例（昭和 52 年長野県条例第 20 号）に基づく受講料

2 手数料

（1）長野県証明事務手数料徴収条例に基づく手数料

（2）長野県手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第 1 の 2 の 2、同表の 3 の 3 及び同表の 5 の（2）から（4）までに規定する手数料、同表の 44 に規定する手数料（同 44 の備考の 5 の規定により旅費及び運搬経費に相当する額として加えるものに限る。）並びに同表の 62 の（3）から（5）まで及び同表の 74 の 2 に規定する手数料を除く。）

（3）長野県県税条例（昭和 25 年長野県条例第 41 号）に基づく納税証明書の交付手数料

（4）個人情報保護に関する法律施行条例（令和 4 年長野県条例第 38 号）に基づく手数料（同条例第 16 条に規定する手数料に限る。）

（5）長野県福祉大学校条例（平成 6 年長野県条例第 28 号）に基づく入学料及び入学審査料

（6）技術専門校条例（昭和 39 年長野県条例第 31 号）に基づく入校料及び入校審査料

（7）工科短期大学校条例（平成 6 年長野県条例第 36 号）に基づく入学審査料



- (8) 長野県看護大学条例（平成6年長野県条例第40号）に基づく入学料
- (9) 長野県須坂看護専門学校条例（昭和39年長野県条例第37号）に基づく入学料及び受験料
- (10) 長野県公衆衛生専門学校条例（昭和40年長野県条例第12号）に基づく入学料及び受験料
- (11) 長野県環境及び保健衛生関係試験研究機関試験検査手数料徴収条例（昭和23年長野県条例第76号）に基づく手数料
- (12) 浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（昭和60年長野県条例第29号）に基づく手数料
- (13) 長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例（昭和58年長野県条例第12号）に基づく手数料
- (14) 信州登山案内人条例（平成24年長野県条例第25号）に基づく手数料
- (15) 長野県農業大学校条例（昭和50年長野県条例第42号）に基づく入学料及び受験料
- (16) 長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料徴収条例（昭和30年長野県条例第21号）に基づく手数料
- (17) 長野県飼料検定手数料徴収条例（昭和51年長野県条例第16号）に基づく手数料
- (18) 長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例（昭和27年長野県条例第97号）に基づく手数料
- (19) 長野県林業大学校条例（昭和53年長野県条例第27号）に基づく入学料及び受験料
- (20) 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例（令和4年長野県条例第33号）に基づく手数料
- (21) 屋外広告物条例（平成5年長野県条例第23号）に基づく手数料
- (22) 長野県高等学校授業料等徴収条例（昭和52年長野県条例第20号）に基づく入学料及び入学審査料
- (23) 長野県立中学校条例（平成23年長野県条例第17号）に基づく入学審査料
- (24) 長野県教育職員免許法認定講習受講料徴収条例（昭和25年長野県条例第19号）に基づく受講料
- (25) 長野県警察関係許可等手数料徴収条例に基づく手数料（同条例第9条第1項第1号に規定する手数料、同条例第10条第1項第2号に規定する手数料（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項ただし書の通知を行ったときの手数料に限る。）及び同条例第10条第2項に規定する手数料を除く。）  
全部改正〔平成12年規則32号〕、一部改正〔平成13年規則23号・40号・14年25号・15年34号・60号・16年16号・17年31号・18年29号・20年52号・21年20号・23年28号・24年18号・25年2号・27年12号・48号・28年14号・29年3号・35号・30年14号・令和元年36号・4年47号・5年1号・16号・6年41号〕

(様式第1号) (第3条関係)

(1円証紙、5円証紙、10円証紙、20円証紙、50円証紙、100円証紙、200円証紙、300円証紙、400円証紙、500円証紙)



寸法	縦	2.55センチメートル
	横	3.60センチメートル
刷色	1円	にぶ赤紫
	5円	灰味紫
	10円	にぶ青紫
	20円	にぶ青
	50円	にぶ緑
	100円	灰味オリーブ
	200円	暗い黄味茶
	300円	灰味赤茶
	400円	明るい茶
500円	黄茶	

(1,000円証紙、2,000円証紙、5,000円証紙、1万円証紙、5万円証紙)



寸法	縦	2.55センチメートル
	横	3.60センチメートル
刷色	1,000円	紅
	2,000円	紫
	5,000円	黄緑
	10,000円	うぐいす
	50,000円	青紫

全部改正〔平成22年規則36号〕

(様式第2号) (第5条関係)

					年 月 日	
様					現地機関等の長 印	
					(課 の 長)	
証紙による収入状況報告書						
長野県収入証紙規則第5条の規定により、次のとおり報告します。						
証紙による 収入の種類	前期までの 収入額 (7)	今 期 収 入 額			収入額累計 (7)+(8)	備 考
		件 数	単 価	収入額 (8)		
	円		円	円	円	

- (備考) 1 「前期までの収入額」に誤りがあつたことを発見した場合には、その理由を付し、次期報告書においてこれを訂正すること。
- 2 4月から6月までを1期と、7月から9月までを2期と、10月から12月までを3期と、1月から3月までを4期として報告すること。
- 3 収入額の属する期別区分は、長野県収入証紙規則第4条の規定による消印期日によるものとする。
- 4 この様式により難しいものにあつては、この様式に準じて作成することができること。

全部改正〔平成14年規則25号〕、一部改正〔平成18年規則32号・54号〕

(様式第2号の2) (第5条の3関係)

<b>証紙代金還付申請書</b>																					
			年 月 日																		
会計センター所長 殿 (会計センター分室長)																					
		申請者 住 所 氏 名																			
		〔法人にあつては主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕																			
下記のとおり収入証紙を返還したいから、受領の上現金を還付してください。																					
記																					
1 返還する理由等																					
(1) 証紙を購入した時期																					
(2) 購入した売りさばき人名																					
(3) 購入した目的																					
(4) 証紙が不要となった理由																					
2 返還しようとする証紙及び還付請求額																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th style="width: 30%;">種 類</th><th style="width: 30%;">枚 数</th><th style="width: 40%;">金 額</th></tr></thead><tbody><tr><td> </td><td> </td><td style="text-align: right;">円</td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td>計 (還付請求額)</td><td> </td><td> </td></tr></tbody></table>				種 類	枚 数	金 額			円										計 (還付請求額)		
種 類	枚 数	金 額																			
		円																			
計 (還付請求額)																					
3 口座振替を希望する場合の金融機関																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th style="width: 20%;">金融機関名</th><th style="width: 20%;">本・支店(所)名</th><th style="width: 15%;">預金種目</th><th style="width: 15%;">口座番号</th><th style="width: 20%;">口座名義人</th></tr></thead><tbody><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></tbody></table>				金融機関名	本・支店(所)名	預金種目	口座番号	口座名義人													
金融機関名	本・支店(所)名	預金種目	口座番号	口座名義人																	

追加〔平成12年規則32号〕、一部改正〔平成18年規則32号・令和3年24号〕

(様式第3号) (第6条関係)

長野県収入証紙売りさばき人指定申請書		年 月 日
長野県知事	殿	
	申請者 住 所	
	氏 名	
長野県収入証紙売りさばき人に指定してください。		
記		
1	売りさばきの場所	
2	1月における証紙の売りさばき予定額	
3	収入証紙の買受けに使用する資金額	

一部改正〔平成2年規則40号・6年9号・12年32号・18年32号・令和3年24号〕

(様式第4号) (第7条関係)

	年 月 日指定
長野県収入証紙売りさばき所	
	住 所
	氏 名 (名称)

(備考)

寸法

縦 25センチメートル

横 40センチメートル

一部改正〔平成2年規則40号・6年9号〕

(様式第5号) (第8条関係)

(第1片)

収入証紙売渡請求書 (収入証紙代金納付書)		年 月 日
請求人 (納人) 住 所 氏 名		㊟
長野県指定金融機関 八十二銀行		内訳書
支店御中		
収入証紙代金	円	円
証紙売りさばき手数料	円	
差 引 額	円	
上記のとおり代金を納入しますから、内訳書のとおり収入証紙を売り渡してください。		
合 計	/	

(第2片)

領 収 書			
納 人	様		
年度 一 般 会 計	県 歳 入		
収 入 証 紙 代 金	円		
証紙売りさばき手数料	円		
差 引 額	円		
収入証紙代金として上記の金額を領収しました。			
<table border="1" style="border-collapse: collapse;"><tr><td style="text-align: center; padding: 5px;">指定金融機関 領収日付印</td></tr><tr><td style="height: 50px;"></td></tr></table>		指定金融機関 領収日付印	
指定金融機関 領収日付印			

全部改正〔平成11年規則45号〕、一部改正〔平成14年規則25号・16年16号〕

(様式第6号) (第11条関係)

証紙交換申請書

年 月 日

会計センター所長 殿  
(会計センター分室長)

売りさばき人 住 所  
氏 名

下記のとおり収入証紙を交換してください。

記

1 理 由

2 交換証紙

返還しようとする証紙			交付を受けようとする証紙		
種 類	枚 数	金 額	種 類	枚 数	金 額
		円			円
計			計		

全部改正〔昭和43年規則38号〕、一部改正〔平成2年規則40号・6年9号・18年32号・令和3年24号〕



(様式第7号) (第12条関係)

残存証紙買戻し申請書

年 月 日

会計センター所長 殿  
(会計センター分室長)

住 所  
氏 名

下記の収入証紙を返還したいから買い戻してください。

記

- 1 理 由
- 2 残存証紙

種 類	枚 数	額 面 金 額	買 い 受 け た 金 額
		円	円
計			

一部改正〔昭和41年規則9号・平成2年40号・6年9号・18年32号・令和3年24号〕

(様式第8号) (第13条関係)

氏名 (名称・住所・売りさばき場所) 変更届書	
年 月 日	
長野県知事	殿
売りさばき人 住 所	
氏 名	
下記のとおり、氏名 (名称・住所又は売りさばき場所) を変更しました。	
記	
1	変更年月日
2	新氏名 (新名称・新住所又は新売りさばき場所)
3	旧氏名 (旧名称・旧住所又は旧売りさばき場所)
4	変更理由

一部改正〔昭和41年規則9号・平成2年40号・5年17号・6年9号・18年32号〕